

# 2020年日本臨床漢方医学会 定期総会

## 議事次第

- 議案1. 2019年度 庶務報告
- 議案2. 2019年度 事業報告
- 議案3. 2019年度 決算報告 及び 監査報告
- 議案4. 2020年度 事業計画案
- 議案5. 2020年度 予算案
- 議案6. その他

# **議案1. 2019年度 庶務報告**

# 2019年度 庶務報告

## ■ 会員の入退会について

新入会：75名

退会者：30名

うち物故者：3名

(田村 啓彦先生、小田桐 覚先生、芳賀 俊彦先生)

うち会費未納による退会：5名

他、廃業など都合による退会：22名

会員総数：497名(2019年4月末)

## **議案2. 2019年度 事業報告**

# 2019年度 事業報告

1. 定期総会 および講演会 6/29
2. 会報発行 第21巻第1号 10/25
3. 政治活動
  - 武見敬三議員 セミナー・決起集会 3/7 5/27 10/24
  - 松本純議員 会合・セミナー 6/17 10/21 12/9
  - 衛藤晟一議員 セミナー・決起集会 6/12 12/10
  - 羽生田たかし議員 出陣式 7/4
  - 加藤勝信議員 セミナー 11/11
4. 漢方家庭医講習会の開催  
2/17 3/30 7/6 7/28 8/31 10/26 11/16 11/30
5. ホームページ(HP)・フェイスブック(FB)の運営・管理
6. 一般向け、および会員向けのメールマガジン配信

**議案3. 2019年度 決算報告**

**2019年度 監査報告**

# 2019年度 決算・監査報告

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

収入の部		支出の部	
年会費	4,515,000	人件費	1,920,000
広告収入	170,000	総会費	125,010
預金利息他	8	旅費交通費	1,896
		通信費	481,929
		印刷費	148,298
		消耗品費	53,947
		会議費	26,873
		渉外費	128,180
		宣伝事業費	303,687
		雑費	37,184
		予備費	0
小計	4,685,008	小計	3,227,004
前期繰越金	21,857,271	次期繰越金	23,315,275
合計	26,542,279	合計	26,542,279

2020年2月：日本臨床漢方医会の監査は完了済み

2020年3月：東京都選挙管理委員会で承認済みである

## **議案4. 2020年度 事業計画案**

# 事業計画案 - 1

## 1. 会員への情報提供

- ・ ホームページや会報、事務局通信、メルマガ等による情報提供
- ・ 保険による漢方診療のための講習会開催や共催

## 2. 漢方家庭医制度の確立のために

- ・ 漢方家庭医講習会の全国開催
- ・ 漢方家庭医認証制度を実施する

## 3. 一般への啓蒙活動

- ・ 市民公開講座の開催
- ・ ホームページ、フェイスブックやメルマガ等による情報提供

## 4. 国会議員、官僚、マスコミなどへのアナウンス

- ・ 特に国会議員に、引き続き定期的な医会活動状況を伝え、漢方薬の保険適用継続を働きかける
- ・ 特に漢方関連情報を扱うマスコミに対しても、情報を配信し、保険適用継続を働きかける

# 事業計画案 - 2

5. 生薬問題をはじめとする「漢方の存続の危機」について啓蒙活動を行う
6. 医会の会員方が関係している各地で開催される講演会などに共催・後援を進める
7. 他の学会や医会、内保連などとの連携
8. 厚生労働省へ伝統医薬局(仮称)設立への働きかけ
9. 漢方愛好サポーター制度の設立
10. 漢方の世界遺産化、無形文化財化をすすめる

## **議案5. 2020年度 予算案**

# 2020年度 予算案

収入の部		支出の部	
年会費	4,000,000	人件費	2,500,000
広告収入	170,000	総会費	220,000
預金利息他	5	旅費交通費	30,000
		通信費	500,000
		印刷費	170,000
		消耗品費	80,000
		会議費	80,000
		渉外費	1,000,000
		宣伝事業費	1,000,000
		雑費	70,000
		予備費	1,000,000
小計	4,170,005	小計	6,650,000
前期繰越金	23,315,275	次期繰越金	20,835,280
合計	27,485,280	合計	27,485,280

## 議案6. その他

## 1) 新監事について

林盈六先生が体調不良により、監事を辞任されるため、  
森久保雅道先生(東京・森久保クリニック院長)が理事会で  
新たに選出されて承認を得ました。

## 2) 規約・細則について 特別会員の追記

### 医会規約

#### 第6条(会員)

会員は次の三者で構成する。

- 1) 正会員(本会の主旨に賛同する日本国の医師、歯科医師)
- 2) 特別会員(細則に定める)
- 3) 賛助会員(本会の主旨に賛同する者で、とくに理事会が入会を認めた者)

### 医会細則

#### 2)(特別会員)

- イ) 特別会員は、理事長の推薦に基づき理事会が決する。
- ロ) 特別会員の会費は免除する。

### 3) 報告：細則・執行役員会について追記

#### 医会細則

##### 7)(執行役員会

- 1) 規約第 3 条の当会の目的に即し、早期決定を要する 案件について、理事長が執行役員会を開催する。
- 2) 理事長は副理事長、専務理事を招集し、持ち回り執行役員会や会議を招集することが出来る。
- 3) 議案は過半数をもって決することが出来る。  
同数の場合は、理事長が最終判断を行う。